

2010年版 加藤光大の社労士合格レッスン

1問1答・労働編

(3231)

【法改正・正誤のお知らせ】

平成22年6月15日

(株)住宅新報社

法律・資格図書編集部

TEL 03-3504-0361

【法改正】 第42回社会保険労務士試験の実施公告が発表され、今年度の試験は、平成22年4月9日(金)現在施行の法令に基づいて出題されます。本書籍は、平成22年2月1日現在施行の法令に基づいて記述されています(本書籍P.9をご参照ください)ので、この間の法令改正により、以下の箇所の記述をご訂正くださいますようお願い申し上げます。

ページ・位置	改正前	改正後
P278 問題⑧ 上3行目 及び P279 解説⑧ 上1行目	6カ月	31日
P279 解説⑥を 右のように修正	1週間の所定労働時間が20時間以上であっても、適用除外事由に該当する場合には、被保険者となりません(法4条1項、6条、行政手引20368)。	
P280 問題⑬ P281 解説⑬	削除	
P282 問題⑱	雇用保険法は、1週間の所定労働時間が、 <u>同一の適用事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、</u> <input type="checkbox"/> A 未満である者であって、 <u>季節的に雇用される者又は短期の雇用に就くことを常態とする者に該当するもの</u> (<input type="checkbox"/> B に該当することとなる者を除く)については、適用しない。	雇用保険法は、1週間の所定労働時間が <input type="checkbox"/> A 未満である者 (<input type="checkbox"/> B に該当することとなる者を除く)については、適用しない。
P283 解説⑮ 下1行目	(則 <u>72</u> 条1項)。	(則 <u>71</u> 条1項)。
P283 解説⑱を 右のように修正	A : 20時間 B : 日雇労働被保険者 (法6条2号)	
P284 問題⑲ 上1行目	6カ月以内の期間を予定して行われる <u>季節的事业に</u>	季節的に雇用される者であって6カ月以内の期間を定めて
P285 解説⑲ 上1行目	(法6条 <u>2</u> 号)	(法6条4号、 38 条1項)
P285 解説⑳ 上2行目	(法6条 <u>3</u> 号)	(法6条 <u>6</u> 号)

P285 解説④ 上 2,3 行目	(法 6 条 4 号、	(法 6 条 7 号、
P321 解説②③ ④(3 カ所)	(法 56 条の 2	(法 56 条の 3
P323 解説⑤⑥ ⑦⑧(4 カ所)	(法 56 条の 2	(法 56 条の 3
P325 解説⑨⑩ ⑪⑫(4 カ所)	(法 56 条の 2	(法 56 条の 3

【正 誤】本書籍に以下のような記述の誤りがありました。お手数ですが、ご訂正くださいますようお願い申し上げます。記述の誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 85 解説⑥ 上 3 行目	なお、時間	なお、 その旨を労使協定で定めたときは、 時間
P 104 問題⑦ 上 1 行目、下 1、 2 行目 (2 カ所)	妊産婦	妊娠中の女性
P175 解説④ 参照ページ	参照 P. 266	参照 P. 267
P385 解説⑳ 上 3 行目	3 回 (1 期分の納付額は 12 万円)	2 回 (1 期分の納付額は 12 万円)
P421 解説⑩ 上 3 行目	有期事業以外の事業に係る代理人選任	有期事業以外の事業(労働保険事務組合に 労働保険事務の処理が委託されているもの を除きます) に係る代理人選任
P426 問題⑥ 上 2 行目	行った場合には、	行った場合に 限り 、
P477 解説⑨ 上 1 行目	昨年	前年
P479 解説⑫	○	×